

●香川県告示第84号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年3月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
 観音寺市坂本町5丁目18番37号
 テーブルマーク株式会社 代表取締役 山田 良一
- (2) 事業場の所在地及び名称
 善通寺市中村町1丁目5番18号
 テーブルマーク株式会社善通寺工場
- (3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	冷凍調理食品製造業の用に供する原料処理施設	
能	力	90ℓ /回 2基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	着手より1週間後	
	使用開始予定年月日	完成日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		断続16時間使用	
排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6.0~7.5	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	400	600
	化学的酸素要求量 (mg/l)	400	600
	浮遊物質量 (mg/l)	400	600
	窒素含有量 (mg/l)	15	40
	りん含有量 (mg/l)	5	10
排出される汚水等の量 (m ³ /日) (2基分)		20	50

変更しようとする特定施設

種	類	冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設	
能	力	高圧洗浄機、蛇口 43基	
工 期 等	工事着手予定年月日	既設	
	工事完成予定年月日	既設	
	使用開始予定年月日	許可後	

使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	断続18時間使用		
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6.0~7.5	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	(変更前) 500 (変更後) 130	(変更前) 600 (変更後) 160
	化学的酸素要求量 (mg/l)	(変更前) 300 (変更後) 80	(変更前) 400 (変更後) 100
	浮遊物質 (mg/l)	(変更前) 300 (変更後) 80	(変更前) 400 (変更後) 100
	窒素含有量 (mg/l)	(変更前) 15 (変更後) 4	(変更前) 40 (変更後) 10
	りん含有量 (mg/l)	(変更前) 5 (変更後) 1	(変更前) 10 (変更後) 2
	排出される汚水等の量 (m ³ /日) (43基分)	(変更前) 13 (変更後) 63	(変更前) 18 (変更後) 68

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

下水道排出分の汚水等の処理施設として、既存の回転円板装置に加え、小型回転円板装置を新たに設置する。なお、公共用水域排出分の汚水等の処理施設に変更はない。

(5) 排出水の汚染状態及び量

区分		第 1 排水口	
排出水の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	35	40
	化学的酸素要求量 (mg/l)	35	40
	浮遊物質 (mg/l)	30	40
	窒素含有量 (mg/l)	5	20
	りん含有量 (mg/l)	2	4
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	4	5
排出水の量 (m ³ /日)	194	241.5	

他に排水口が4箇所（雨水専用3箇所）ある。

(備考) 今回特定施設の設置及び変更を行うが、増加する水量分は下水道に排出するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成22年3月12日から同年4月2日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
善通寺市市民部生活環境課